

令和2年第10回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和2年10月27日（火） 13時30分開会
14時27分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 第1会議室

■ 出席者

教育長 : 吉元 鈴代
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

教育部長	鶴窪 誠作
教育総務課長	鮎川 富男
学校整備室長	中島 裕一
学校教育課長	常深 章
社会教育課長	内村 喜代志
歴史文化課長	中摩 浩太郎
スポーツ振興課長	紺屋 聖一
学校給食センター所長	有馬 芳文
指宿商業高校事務長	湯ノ口 繁生

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名委員の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 議事
 - ・ 日程第1 報告第16号 令和2年度指宿市一般会計補正予算（第12号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について
 - ・ 日程第2 報告第17号 指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法について

- ・ 日程第3 報告第18号 指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法について
- ・ 日程第4 議案第40号 指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定について
- ・ 日程第5 議案第41号 指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定について
- ・ 日程第6 議案第42号 指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について
- ・ 日程第7 議案第43号 指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について
- ・ 日程第8 議案第44号 指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について
- ・ 日程第9 議案第45号 指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体の決定について
- ・ 日程第10 議案第46号 指宿市青少年の善行等被表彰者の選考について

(7) その他

(8) 閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

(吉元教育長)

ただ今から、令和2年第10回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

(吉元教育長)

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

(吉元教育長)

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第9回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

ご異議なしと認め、前回の会議録を承認いたします。

4 会議録署名委員の指名

(吉元教育長)

次に、本日の会議録署名委員の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、中村委員にお願いいたします。

5 教育長の報告

(吉元教育長)

次に、教育長の報告です。

別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1 項目目でございます。

9月28日の10時から、令和2年第3回指宿市議会定例会本会議がございました。

2 項目目でございます。

9月29日の9時から、第3回指宿市立小・中・高等学校教頭研修会がございました。校長研修会に引き続き、この会議でも服務規律について指導をいたしたところでございます。

3 項目目でございます。

同じく29日に、第2回県市町村教育委員会専門部委員会及び全体会がございました。この会議では、コロナ対策についての話し合いがなされたところでございます。

4 項目目でございます。

10月1日に辞令交付式がございまして、関係者に辞令を交付いたしました。

5 項目目でございます。

10月2日、令和2年度新規採用職員後期研修会で講話をさせていただきました。新任の皆さんには、健康が第一ということと、市民のために何ができるか、日々研鑽してくださいという講話をしたところでございます。

6 項目目でございます。

同じく2日に、南薩教育事務所との合同訪問を南指宿中学校にて行いました。南薩教育事務所のほうからは、学校経営や教育活動についてのご指導をいただいたところでございます。

7 項目目でございます。

こちらも同じく2日ですが、南薩地区社会教育委員研修会がございました。私は閉会式のときに、社会教育についてお話をさせていただきました。

8 項目目でございます。

10月5日、中間申告校長面談がございました。校長から学校経営や、学校で日々何を目指しているか等、詳細をお聞きしたところでございます。

9 項目目でございます。

10月8日、指宿市みどりの推進協議会総会がございました。委員のほうから、学校の樹木について、名札を付けたらいいのではないかとというご意見をいただいたところでございます。

10 項目目でございます。

10月13日、南薩教育事務所と合同で、魚見小学校の学校訪問をいたしました。ここでも南薩教育事務所のほうから、学校経営や教育活動、学力向上についてのご指導をいただいたところでございます。

11 項目目でございます。

10月19日、市教育委員会学校訪問を開聞中学校にて行いました。教育委員の七夕職務代理者にも出席していただきまして、貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。

12項目目でございます。

10月21日、大成小学校改修工事の進捗状況の視察を行いました。改修された教室で、子供たちが元気よく学んでいる姿が見られました。

13項目目でございます。

10月22日、市教育委員会学校訪問を北指宿中学校にて行いました。教育委員の中村委員に参加していただきましたが、細かな視点でご指導いただきました。ありがとうございました。

14項目目でございます。

同じく22日に、指宿市地域と学校の連携協働推進本部会議がございました。ここでは学校を核にした地域づくりについて話し合いがなされました。

以上で、教育長報告を終わります。

6 議事

(吉元教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1、報告第16号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第12号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第1、報告第16号、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第12号）に係る議案（教育委員会所管分）の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和2年度指宿市一般会計補正予算（第12号）に係る議案（教育委員会所管分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

別冊資料でご説明しますので、別冊の2ページをご覧ください。

令和2年度指宿市一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,663万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ336億6,135万1千円としたものであります。本補正予算は、去る9月28日に開催されました、第3回指宿市議会定例会において提案し、原案のとおり可決されたところであります。

4ページをご覧ください。

教育委員会所管分について、ご説明いたします。

今回の補正は、去る9月6日から7日にかけて襲来しました台風10号により、被災した教育施設に係る災害復旧費1,300万円を増額したものであります。

予算に関する説明書に基づき、歳出を説明いたしますので、11ページをご覧ください。

款10災害復旧費、項3教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費、節10需用費1,072万7千円の補正は、山川図書館の空調機室外機破損、山川中学校の渡り廊下屋根の防水シート

剥がれによる雨漏り及び橋牟礼川遺跡史跡公園内の古代住居屋根破損等の復旧に係る修繕料であります。

節12委託料227万3千円の補正は、柳田小学校特別教室の金属製の庇の落下、橋牟礼川遺跡史跡公園内の倒木及び指定文化財の標柱や看板破損等の復旧に係る業務委託料であります。

なお、罹災状況等詳細につきましては、12ページに教育委員会所管分をお示ししてございますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第16号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第2、報告第17号、指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第2、報告第17号、指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法について、ご説明を申し上げます。

資料の3ページをご覧ください。

指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法について、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定とすることを決定したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第3項の規定により報告するものであります。

体育施設の指定管理については、現在、「特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブ」に委託しておりますが、令和2年度で5年間の指定管理期間が終了いたします。そこで、令和3年度から今後5年間を引き続き、公募によらない指定管理者候補者の選定とすることを決定したものであります。

理由といたしましては、指宿市体育施設は、1期目3年間、2期目5年間共に非公募により、いぶすきスポーツクラブが指定管理者として施設の維持管理・運営等を実施してきました。

いぶすきスポーツクラブは、市の施策の円滑な推進を図る上で、当該施設の設置目的と密接に関連する目的で設置された団体であるとともに、これまでの指定管理期間において、委託した指定管理業務を問題なく遂行し、適切な管理運営が図られております。

このようなことから、次期、指定管理者の選定方法についても、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定に基づく公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うことを、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第10号の規定に基づき、教育長の専決により決定したものであります。

以上で、説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

いぶすきスポーツクラブは、どのくらいの人がいらっしゃるのでしょうか。それから、スポーツ推進委員が何名所属しているのか教えてください。

(紺屋課長)

現在、いぶすきスポーツクラブでは、指定管理業務で21名の雇用者がおります。それと、自主事業をしておりますので、その中で1名を雇用し、計22名が雇用されております。

それから、スポーツクラブには、スポーツ推進委員という者はありませんが、スポーツ振興課には30名おります。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第2、報告第17号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第3、報告第18号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第3、報告第18号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法について、ご説明を申し上げます。

資料の5ページをご覧ください。

指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定方法について、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者の選定とすることを決定したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第3項の規定により報告するものであります。

指宿市民会館及び山川文化ホールの現指定の期間は、令和3年3月31日までとなっております。当初の予定では、指定管理者による施設の管理は、今期までとし、令和3年度から、直営で施設管理を行い、新指宿市民会館の運営実績等を積み上げながら、なのはな館まで含めた指宿市民会館と山川庁舎との複合施設となった、山川文化ホールの今後の管理の在り方を検討していくこととしておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、新指宿市民会館建設の着工が遅れ、令和3年度中の完成の見通しが立たなくなったことから、令和3年度の市民会館運営は、現施設で行うこととなったところであります。それに合わせて、令和3年度の施設の管理については、山川文化ホールまで含め、指定管理者による管理を行うことといたしました。

指定管理者の選定の方法につきましては、公募を行い、新たな指定管理者に変わった場合、指定期間が1年間しかないことを考慮すると、舞台装置等の操作や老朽化した施設の取り扱い方法等を新たな指定管理者に引き継ぎ、委任することは非効率的である等の理由から、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定に基づく、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うことを、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第10号の規定に基づき、教育長の専決により決定したものであります。

以上で説明を終わります。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第3、報告第18号は終了いたします。

(吉元教育長)

次に、日程第4、議案第40号、指宿市体育施設の指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第4、議案第40号、指宿市体育施設の指定管理者の候補者の選定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の7ページをご覧ください。

指宿市体育施設の指定管理者の候補者として下記の者を選定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第15号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指定管理者の候補者の所在地は、指宿市東方10411番地。候補者の名称は、特定非営利活動法人いぶすきスポーツクラブ 理事長 下敷領正。指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

候補者の選定につきましては、先ほどご報告いたしましたとおり、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項第5号の規定「前各号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるとき。」を適用し、非公募により手續きを行ったところであります。10月12日に当該団体に指定管理者指定申請書の提出を依頼し、これを受けて、同月22日に教育委員会に指定申請書が提出されたところであります。

4ページをご覧ください。

指定管理者の候補者の選定理由を申し上げます。

1. 管理運営方針が適切であり、当該団体の経営方針が、当施設の設置目的と密接に関連しており、市の施策の円滑な推進が期待できること。

2. 人員の配置については、当施設の窓口業務及び維持管理経験者を中心に配置することとしており、利用者に対するサービスの向上や適切な施設の維持管理が期待できること。

3. 自主事業計画によって、当該団体が運営するスポーツクラブのサークルの充実と各種スポーツサークルの立ち上げによって、当施設の利活用と市民の生涯スポーツの推進が提案されていること。

4. スポーツ基本法に基づく国の基本計画において、地域スポーツの推進を図るため、体育施設の指定管理を含め、総合型地域スポーツクラブの支援・育成が謳われていること。

5. これまでの指定管理期間（1期目3年間、2期目5年間）において、委託した指定管理業務に関して特に問題なく業務を遂行し、適切に管理運営が図られてきたこと。

以上の理由等から、指宿市体育施設の指定管理者の候補者として最適であると判断し、選定したところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第4、議案第40号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第4、議案第40号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第5、議案第41号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理に伴う指定管理者の候補者の選定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第5、議案第41号、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の候補者の選定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の8ページをご覧ください。

指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の候補者として下記の者を選定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第15号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

指定管理者の候補者の所在地は、指宿市湯の浜五丁目25番18号。候補者の名称は、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社 理事長 有留茂人。指定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。

候補者の選定につきましては、先ほどご報告いたしましたとおり、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項第5号の規定「前各号に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認めるとき。」を適用し、非公募により手續きを行ったところであります。10月12日に当該団体に指定管理者指定申請書の提出を依頼し、これを受けて、同月22日に教育委員会に指定申請書が提出されたところであります。

指定管理者の候補者としての選定理由につきましては、1. 過去の管理状況について、大きな問題もなく運営され、今後の運営についても「市民に幅広く親しまれる会館運営」を掲げており、意欲が見られる。

2. 応募者の提案した運営方針は、指宿市民会館・山川文化ホール管理運営仕様書に基づいており、これまで両施設を安定的に管理運営してきた実績とノウハウを持っている。また、施設の運営も利用者の要望に応じて、開館時間や休館日を柔軟に対応し利用促進を図り、主催者の対応に十分な配慮と気配りを行う提案がされている。

3. 収支計画において、施設の維持管理上欠かせない経費と運営に必要な人件費が計上され、事業計画との整合性が図られており、財政基盤も安定している。

4. 職員の配置は、施設業務が考慮されるとともに、大きな催し物時の対応体制も考えられており、かつ、通常業務における人員体制についても、より充実させる提案がされている。

以上の理由等から、指宿市民会館及び山川文化ホールの指定管理者の候補者として最適であると判断し、選定したところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5、議案第41号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第5、議案第41号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第6、議案第42号、指宿市体育施設条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第6、議案第42号、指宿市体育施設条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の9ページをご覧ください。

指宿市体育施設条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の理由は、令和3年1月1日に供用開始いたします「いぶすきフットボールパーク」内のサブグラウンドに照明設備が設置されることから、使用料を定めると共に、字句の整理等をしようとするものであります。

なお、使用料の積算につきましては、それぞれの設備（夜間照明・殺虫灯・防犯灯）ごとに最大消費電力から電気基本料金を算出し、その算出した額と実費使用料金の合計により算出しております。

13ページの新旧対照表の改正後（案）をご覧ください。

いぶすきフットボールパーク内のサブグラウンド全面の照明を使用した場合の使用料は、30分につき500円、同様に半面の照明を使用した場合は、半額の250円と定めるものであります。

そのほか、14ページから19ページまでにお示しのとおり、第1号様式から第4号様式まで、並びに第6号様式及び第7号様式中の使用場所欄の「サンシティホールいぶすき」の次に「いぶすきフットボールパーク」を加え、第2号様式から第4号様式まで、並びに第6号様式及び第7号様式中の使用場所欄の「B & G 山川海洋センター（体育館 プール 艇庫）」を、体育館 プール 艇庫のそれぞれの字句の語尾にコンマを追加し、「B & G 山川海洋センター（体育館，プール，艇庫）」に改めるものであります。

12ページにお戻りください。

なお、附則において、この規則は令和3年1月1日から施行することとし、様式に関する経過措置として、この規則の施行の際、現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な調整をして使用することができるとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(別府委員)

いぶすきフットボールパークの照明使用について、全面使用と半面使用となっているのですが、確か多目的とサッカー場は3面あったと思います。3つともナイター設備があるのか、また半面とした場合は、こういった状態になっているのか教えてください。

(紺屋課長)

いぶすきフットボールパークは、別府委員がおっしゃったようにメイングラウンド、サブグラウンド、多目的グラウンドと、3つのグラウンドがございます。その中で、ナイター照明設備が設置されているのが、サブグラウンドのみでございます。そこは人工芝ということもあって、照明設備を設置したところでございます。

その半面というのは、社会人が通常使う分はサッカー場の一面を使いますが、小学生の場合は、その半分を使用することから、半面の使用もあるということで半面が250円、全面が500円としたところでございます。

(中村委員)

サンシティホールいぶすきの全面が620円に対して、半面が半額ではなくて300円となっておりますが、これについては310円にしくなくても大丈夫なのでしょうか。これは今回の改正とは無関係なのですが、なぜこうなっているのか疑問に思っています。

(吉元教育長)

暫時休憩いたします。

(吉元教育長)

会議を再開いたします。

(紺屋課長)

サンシティホールいぶすきの照明につきましては、全面が30分につき620円、半面が30分につき300円と、ちょうど半分になっていないところがございますが、これにつきましては、消費税に伴う積算により計算した数字でございます。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6，議案第42号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第6，議案第42号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第7，議案第43号，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第7，議案第43号，指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の20ページをご覧ください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めらるるものであります。

改正の理由につきましては、先ほど議案第42号でご説明いたしましたとおり、令和3年1月1日に供用開始いたします「いぶすきフットボールパーク」が、本規則第35条第1項に規定する教育機関に位置付けられることから、同項の教育機関の表に追加しようとするもので

あります。併せて、同表の教育機関の並びを、それぞれ当該教育機関を所管する所属ごとに並び替えるため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について、新旧対照表でご説明いたしますので、23ページから25ページをご覧ください。

所属部署の順番につきましては、教育委員会事務局の組織順に続き、学校給食センターの順とし、24ページの下から4行目と5行目にお示しのとおり、スポーツ振興課所管の「サンシティホールいぶすき」の次に「いぶすきフットボールパーク」を加えるものであります。

22ページにお戻りください。

附則において、この規則は令和3年1月1日から施行することとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第7、議案第43号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第7、議案第43号は、提案のとおり可決することといたします。

(吉元教育長)

次に、日程第8、議案第44号、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第8、議案第44号、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体の決定について、提案のご説明を申し上げます。

26ページをご覧ください。

指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程第5条の規定に基づき、別紙の者を指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体として決定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第16号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

30ページをご覧ください。

被表彰者の決定につきましては、指宿市社会教育功労者及び社会教育優良団体表彰規程第5条において「教育委員会は、前条の推薦を受けたときは、社会教育委員の会議に諮り、その意見を聴いた上で被表彰者を決定するものとする。」と定められております。

29ページをご覧ください。

表彰の基準については第2条に、表彰の対象となる活動については第3条に規定しております。

推薦がありました表彰候補につきましては、内村社会教育課長がご説明申し上げます。

(内村課長)

それでは、27ページをご覧ください。

まず、社会教育功労者の表彰候補です。今回、推薦されました候補者は3人です。

一人目は、吉留紀代子氏です。吉留氏は、指宿の史跡に造詣が深く、平成19年度から「篤姫ガイド」や県内外における講演活動を通じた指宿市のPR、指宿駅構内の旗振り・おもてなしなどの活動を行ってきております。講演活動やガイドでの語り口は、鹿児島弁を交えて軽快でユーモアに溢れ、多くの人々の関心を高めており、この経験を生かし、校区公民館・地域学校協働活動へも積極的に協力しております。今回、ボランティア活動の分野で表彰に該当するものとし、丹波校区公民館長から推薦されました。

二人目は、西森佐恵子氏です。西森氏は、平成27年度から、学校応援団活動や公民館活動を通じて今和泉小学校児童への書写・毛筆の指導、学習の補助指導を行い、平成30年度から学校内に設置した「放課後子ども教室」においても、ほぼ毎週欠かさず指導しております。令和元年度からは硬筆作品展の指導も行い、多くの児童が上位入賞、学校自体も奨励賞を受賞し、児童には、綺麗な字を書こうとする態度が醸成されております。今回、ボランティア活動の分野で表彰に該当するものとし、今和泉校区公民館長から推薦されました。

三人目は、今村富枝氏です。今村氏は、平成22年度から生涯学習講座の絵画教室の講師として、一人ひとりの受講生に対して、そのレベルに応じた個人指導を行っております。このため、受講生からは「分かりやすい、もっと習いたい」という意見が多く、学習ニーズが非常に高いことから、10年以上に渡って講座が継続しており、この経験を生かし、開聞小学校応援団ボランティアとしても協力しております。今回、その他社会教育及び生涯学習に関する活動の分野で表彰に該当するものとし、開聞校区公民館長から推薦されました。

次に、社会教育優良団体の表彰候補です。今回、推薦されました団体は、1団体、「指宿点訳サークル 点指の会」であります。同団体は、平成18年1月1日の合併以前から活動しており、合併後も「広報いぶすき」やマッサージ券、医療費のお知らせなど市の発行物、視覚障害者団体の資料、市民に読んでほしい書籍、地元作家や地元の出来事などの情報を点訳し、図書館に対して情報提供を続けております。また、点訳された情報は、県視聴覚障害者情報センターの資料にもなるなど、多くの方々に利用されております。今回、読書・図書館活動の分野で表彰に該当するものとし、指宿市立指宿図書館長から推薦されました。

これら候補者の推薦につきましては、先般、9月24日に開催された、令和2年度第2回社会教育委員の会議で、ご意見を伺っております。会議の中では、推薦のあった社会教育功労者の

表彰候補3名及び社会教育優良団体の表彰候補1団体の表彰は、いずれも妥当であるというご意見を、全会一致でいただいております。

なお、本日、決定いただきましたならば、12月5日の土曜日、ふれあいプラザなのはな館で開催予定の生涯学習フェスティバルにて表彰を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

指宿市社会教育委員の会議で、いずれも妥当だというご意見があったということですので、この方々でよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第8、議案第44号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第8、議案第44号は、提案のとおり同意することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第9、議案第45号、指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第9、議案第45号、指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体の決定について、提案のご説明を申し上げます。

31ページをご覧ください。

指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程第5条の規定に基づき、別紙の者を指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体として決定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第16号の規定により教育委員会の議決を求めます。

34ページをご覧ください。

被表彰者の決定につきましては、指宿市歴史文化振興功労者及び優良団体表彰規程第5条におきまして「教育委員会は、前条の推薦を受けたときは、指宿市文化財保護審議会に諮り、その意見を聴いた上で被表彰者を決定するものとする。」と定められております。

また、表彰の基準については第2条に、表彰の対象となる活動については第3条に規定しております。

推薦がありました表彰候補につきましては、中摩歴史文化課長がご説明申し上げます。

(中摩課長)

それでは、32ページをご覧ください。

まず、歴史文化振興功労者の表彰候補です。今回、推薦されました候補者は4名です。

一人目は、谷村マツ子氏です。谷村氏は、地域にとって貴重な郷土芸能である「谷村手拍子踊り」の指導者として約41年間取り組み、長年郷土芸能継承活動に尽力していらっしゃいます。谷村氏は、継承者である地域の児童に、手拍子踊りの振り付けを分かりやすく指導し、谷村公民館での敬老会や開聞郷土芸能祭、開聞地域文化祭などで披露しております。今回、郷土芸能継承活動の分野で表彰に該当するものとし、谷村公民館長から推薦されました。

二人目は、藏菌治己氏です。藏菌氏は、これまで10年間文化財保護審議会委員として市文化財の調査及び保存活動を牽引するとともに、地域に残る市指定文化財「成川板碑」と「成川十一面観音座像及び石殿」の清掃・管理活動に5年間取り組み、文化財の保護に尽力していらっしゃいます。今回、文化財保護活動の分野で表彰に該当するものとし、成川区長から推薦されました。

三人目は、山口イツ子氏です。山口氏は、地域に残る市指定文化財「田の神石像」の清掃・管理活動を約44年間の長きにわたり取り組み、文化財の保護に尽力していらっしゃいます。山口氏は、「田の神石像」2体が保存されている周辺の除草や清掃活動をはじめ、田の神石像に榊を供える活動を行っております。今回、文化財保護活動の分野で表彰に該当するものとし、成川区長から推薦されました。

四人目は、濱田敏子氏です。濱田氏は、地域に残る「子宝観音」の清掃・管理活動を、昭和54年から41年間の長きにわたり、毎日、朝と夕方に取り組み、文化財の保護に尽力していらっしゃいます。浜児ヶ水区内の納骨堂横のお堂に安置されている「子宝観音」は、地区民から「イボンカンサマ」とも呼ばれ、昔から親しまれています。濱田氏は、「子宝観音」の周辺の清掃と献花を行っていらっしゃいます。なお、「子宝観音」は、指定文化財になっていませんが、旧山川町で刊行しました『山川町史』に、今後の調査研究が待たれる歴史資料として取り上げられており、浜児ヶ水区民が守り伝えてきた地域の文化財のひとつであります。今回、文化財保護活動の分野で表彰に該当するものとし、浜児ヶ水区長から推薦されました。

次に、指宿市歴史文化振興優良団体の表彰候補です。今回推薦されました団体は、1団体、池王会であります。同団体は、池崎集落の高齢者を中心に昭和60年ごろに創立された団体で、現在までに30年以上の活動を継続的に行っております。また、地域に残る市指定文化財「刻地蔵」の入口及び周辺の清掃・管理活動を20年以上取り組み、文化財の保護に尽力して

おります。今回、文化財保護活動の分野で表彰に該当するものとし、池崎公民館長から推薦されたところです。

これら表彰候補の推薦につきましては、先般、9月18日に開催されました令和2年度第2回指宿市文化財保護審議会で、ご意見を伺っております。会議の中では、推薦のあった歴史文化振興功労者の表彰候補4名及び歴史文化振興優良団体の表彰候補1団体の表彰は、いずれも妥当であるというご意見を、全会一致でいただいたところでございます。

なお、本日、決定いただきましたならば、12月5日の土曜日、ふれあいプラザなのはな館で開催予定の生涯学習フェスティバルにて表彰を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(七夕職務代理者)

谷村マツ子氏についてですが、私もよく存じ上げている方です。仙田区では、郷土芸能が3団体ございまして、その中のひとつが谷村手拍子踊りです。中摩課長は「てびょうし」とおっしゃいましたが、地元では「てべし」と言っております。踊り手が小学生のため、現在は児童数も減少しており、なかなか活動できず休止状態ではありますが、工夫して復活できればいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

(吉元教育長)

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第9、議案第45号については、提案のとおり同意することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第9、議案第45号は、提案のとおり同意することいたします。

(吉元教育長)

次に、日程第10、議案第46号、指宿市青少年の善行等表彰者の選考についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(鶴窪部長)

日程第10、議案第46号、指宿市青少年の善行等被表彰者の選考について、提案のご説明を申し上げます。

39ページをご覧ください。

指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則第4条の規定に基づき、別紙の者を善行等被表彰者として選考したので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第16号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

42ページをご覧ください。

被表彰者の決定につきましては、指宿市青少年の善行等表彰に関する条例施行規則第4条におきまして、「被表彰者は、選考委員会の会議で選考し、教育委員会で協議の上、市長が決定する。」と定められております。このため、各団体からの推薦を受けまして、先般、10月12日に青少年善行等表彰者選考委員会の会議を開催し、審査を行った結果、3団体が選考されたところであります。

また、表彰の基準となる善行又は他の模範となる行為につきましては、第2条に規定しておりますので、お目通しください。

選考委員会で選考された団体につきましては、内村社会教育課長がご説明申し上げます。

(内村課長)

それでは、選考された3団体につきまして、ご説明申し上げます。

40ページをご覧ください。

1団体目は、指宿商業高等学校のフリーマガジン作成グループであります。指宿商業高等学校の生徒からなる作成グループで、フリーマガジンの発行を9年間続け、今年で10年目となります。「フリーマガジン I B U S H O W」は、指宿の観光地やレストラン等の紹介をするなど、指宿のPRを目的として発行してきました。作成したフリーマガジンは、県内のJR九州各駅や九州新幹線の各停車駅等に置き、指宿の観光PRに大きく貢献しているものとして、指宿商業高等学校長から推薦されたものであります。選考委員会におきましては、表彰基準の第6号「その他」、前各号に属さない事項で、人のため社会のために奉仕するなどの行為に該当するものとし、選考されたところであります。

2団体目は、大成ソフトボールスポーツ少年団であります。大成ソフトボールスポーツ少年団では、令和元年12月12日に「気配り運転・飲酒運転撲滅」への協力を求める活動として、JR指宿駅周辺の居酒屋を訪問し、飲酒運転をしないよう利用客に呼びかけてほしいとスプレーグクを50束配布いたしました。この活動は平成29年度から行っており、悲惨な飲酒運転事故が起こらないことを強く願い、団員全員で取り組んでいます。この活動を今後も継続していくことで、飲酒運転事故の更なる減少が期待され、すばらしい活動ということで、大成小学校長から推薦されたものであります。選考委員会におきましては、表彰基準の第6号「その他」、前各号に属さない事項で、人のため社会のために奉仕するなどの行為に該当するものとし、選考されたところであります。

3団体目は、指宿高等学校の家庭クラブであります。指宿高等学校の家庭クラブでは、6年前から地域貢献のために、指宿市を訪れる観光客へのおもてなし活動を行っております。

その間、指宿市の観光地や特産品などを紹介した、外国人観光客向けの英語版ガイドブックの作成、飲食店を訪れた外国人観光客とのコミュニケーションに、飲食店が活用できる言語支援ツールの制作、観光特急列車「指宿のたまたま箱」の乗客への手造りうちわの制作等を行い、多くの観光客に喜ばれているということで、指宿高等学校長から推薦されたものであります。選考委員会におきましては、表彰基準の第6号「その他」、前各号に属さない事項で、人のため社会のために奉仕するなどの行為に該当するものとし、選考されたところであります。

なお、本日、決定いただきましたならば、12月5日の土曜日、ふれあいプラザなのはな館で開催予定の生涯学習フェスティバルにて表彰を行うこととしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(吉元教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(吉元教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第10、議案第46号については、提案のとおり同意することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(吉元教育長)

それでは、日程第10、議案第46号は、提案のとおり同意することといたします。

7 その他

(吉元教育長)

以上で、本日、予定されておりました議案等については、すべて終了いたしました。

これよりその他に入ります。

何かございませんか。

(なしの声)

8 閉会

(吉元教育長)

以上で、令和2年第10回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。